

財 第 1 号
平成 21 年 4 月 1 日

関 係 部 局 長
教育委員会教育長 殿
警 察 本 部 長

総 務 部 長

平成 21 年度予算の執行について（通知）

平成 21 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的な執行を確保してください。

記

平成21年度予算は、これまでの行財政改革の成果を踏まえつつ、「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進に向けて、新たに策定した「大分県中期行財政運営ビジョン」を着実に実行するために必要な施策、経費への重点配分に努めたところである。

また、景気の減速や雇用不安が地域経済にも押し寄せる中、県内経済活動を下支えすべく当面の景気・雇用対策に全力で取り組むとともに、「県民中心の県政」の視点に立って現場主義に徹し、県政の様々な政策課題に積極的に対応するため、引き続きおおいた挑戦枠を設け、夢と希望あふれる大分県づくりに挑戦する前向きな予算となるよう配意したところである。

平成16年度から実施してきた行財政改革は、この5年間で着実に成果を上げ、財政調整用基金は328億円確保できる見込みとなったが、現下の経済情勢を踏まえれば、さらに厳しい財政状況も見込まれることから、今後3年間の改革を進めるにあたっては、一層の「選択と集中」を徹底していきながら、歳出・歳入両面からの見直しを引き続き厳しく進めていく必要がある。

予算の執行にあたっては、本県財政をめぐるこうした状況を踏まえ、県民ニーズに即した効果的な事業執行を行うとともに、併せて、効率的な執行を図る中で、経費の節減合理化に努めることとする。

I 全般的事項

- 1 当初予算は、現時点として見込みうる財源のすべてを捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として、補正は行わないこととしているが、国の経済対策の動向には十分注意すること。
- 2 ふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金など国の平成20年度第2次補正予算で創設された基金を活用した予算の執行にあたっては、実施時期、方法等を基金担当部局と十分調整し、効果的に行うこと。
- 3 新たに実施する事業については、事業内容等を十分に周知徹底するなど、事業目的が達成されるよう適切な執行を図ること。
- 4 予算執行に当たり、状況の変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。

特に、年度末における事業の施行、行事の開催、旅行、備品及び消耗品の購入等が集中することのないよう計画的な執行に努めること。

II 歳入に関する事項

1 県 税

自動車税等について、夜間及び休日における訪問徴収や早期差押等により滞納整理の強化を図るほか、個人県民税については、市町村に対し、徴収強化の要請を行うとともに、職員派遣等による連携を進め徴収の強化に努めること。

また、法人二税について、不申告法人への催告を強化し、未届法人調査を徹底するとともに、軽油引取税について、近隣県と連携して不正軽油の撲滅に向けた取組を行うなど、課税対策を強化すること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、常に社会経済情勢の推移等に即した対応を行うこと。

さらに、未徴収のものでも、施設等の使用の実態等から徴収することが妥当なものについては、新規徴収を行うこと。

4 国庫支出金、分担金及び負担金

国庫支出金は、関係省庁との連絡を密にし、前金払い、概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

地域活力基盤創造交付金については、担当部局と十分調整しながら、拡大された用途への有効活用に努めること。

また、分担金及び負担金についても、納入時期の適正化に努めること。

5 財産収入

将来にわたって利用計画がない土地や、他施設等で代替可能な施設用地等、処分可能な土地について積極的に売却又は貸付等の利活用を図ること。

また、財産の貸付料及び使用料については、利用と負担の公平性や明確化を図り、収入を確保すること。

6 県 債

県債充当事業の内容変更、事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

年間を通じた切れ目のない事業実施など適切な執行に努めること。
上半期の契約目標については、別途指示することとしているので留意すること。

また、効率的な実施とプロセスの透明性を向上させるため、事業の再評価に加え、新規採択時に必要性、緊急性等の評価を行う事前評価に取り組むこと。さらに、地域の実情にあった規格の設定やV E方式の活用等によりコスト縮減を図ること。

(2) 一般国庫補助事業

今後、各省庁との折衝を通じて増額補正あるいは新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容、事業効果等について十分検討するとともに、各部局の一般財源等の予算枠の中で対応すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、工事請負費及び備品購入費等における入札残等については、不用額として保留すること。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいので、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行を行うこと。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意し、機動的に対応すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立て効率的な執行を行うとともに、節減に努めること。

なお、扶助費については、様々な制度改正が行われていることから、常に年間所要額の把握に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 補助金、貸付金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。

(2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。

- (3) 事務事業の執行に当たっては、環境負荷の低減を図るとともに、効率化、コスト削減等に努めること。
- (4) 事務事業の執行に当たっては、総務事務システムの活用等により各所属一体となって能率の向上に努め、可能な限り勤務時間内で業務を終えるよう留意し、時間外勤務手当の縮減に努めること。
- (5) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額、財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (6) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知することとしているので留意すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、施設の管理者として常にその管理運営の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人については、中期目標等に沿った主体的な運営が行えるよう努める一方、管理運営の状況を把握すること。
- (9) 長期継続契約について、制度の趣旨を十分に踏まえ、事務効率化や経費削減に向け、導入の可能性を検討するとともに、その活用を図ること。
- (10) 公共工事等の発注においては、電子入札の導入や一般競争入札の拡大に伴い、その効果が十分に発揮されるよう努めること。
- (11) 県作成の刊行物について、刊行物見直し指針の趣旨を踏まえ、その目的や必要性を再度確認し、スリム化及び適正化を図ること。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画、財源確保の見通し等に十分配意したうえで、原則として年2回行うものとするが、今後の経済情勢の動向等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので、十分留意すること。

また、予算の令達に当たっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早い時期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮し、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体について、県の関与のあり方などを見直すこととしており、団体に対する補助金、貸付金等の執行に当たっては、団体自身の事務事業の整理合理化、経費の節減などについて、引き続き十分な指導を行うこと。

なお、団体が保有する基金については、取崩状況を把握し、適切な指導を行うこと。